

国際日本文化研究センター機関研究員取扱要項

〔平成18(2006)年6月22日 制 定〕
〔令和 4(2022)年3月17日 最終改正〕

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構機関研究員規程(平成18年3月31日制定)第4条及び第9条の規定に基づき、国際日本文化研究センター(以下「本センター」という。)の機関研究員の取扱いに関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 機関研究員は、研究部の所属とし、国際日本文化研究センター研究プロジェクト(以下「日文研研究プロジェクト」という。)の研究代表者の命を受け、当該日文研研究プロジェクトの業務に従事する。

(選考)

第3条 機関研究員の選考は、機関研究員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)の議を経て所長が決定する。

(選考委員会)

第4条 委員会は、次に掲げる委員により組織する。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者 2名

(2) 専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 若干名

2 委員会に委員長を置き、前項の委員のうちから所長が指名する。

(契約期間)

第5条 機関研究員の契約期間は、一の事業年度の範囲内とする。契約期間の更新は原則1回とし、所長が特に必要と認める場合は、2回更新を可とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間は2以上の期間(大学共同利用機関法人人間文化研究機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約に限る。)を通算して10年を超えることができないものとする。

(時給)

第6条 本センターの機関研究員の時給は、5,000円とする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、機関研究員の取扱いに関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年6月22日から施行し、平成18年4月1日より適用する。
- 2 人間文化研究機構研究機関研究員取扱規程の運用について（平成17年4月1日所長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国際日本文化研究センター機関研究員取扱要項について（平成21年2月5日所長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4(2022)年4月1日から施行する。